

兵庫県後期高齢者医療広域連合
事務系機器再構築・保守業務入札説明書

平成30年9月27日
兵庫県後期高齢者医療広域連合

1 本業務名

兵庫県後期高齢者医療広域連合事務系機器再構築・保守業務（以下、「本業務」という。）

2 本業務の目的

本業務は、兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という。）で使用する機器を更改し、広域連合事務の更なる効率化を図ると同時に、本業務の実施に伴い広域連合事務に支障をきたすことがないよう円滑に機器更改を完了させることを目的とする。

また、運用開始後の円滑な機器保守を可能とするため、機器調達及び機器保守は、一貫のものとして同一の受託者にて対応させることとするため、一体として調達する。

なお、今回、入札後に各メーカーから最新機器が提示されることから、各サーバ、クライアント端末及びプリンタについては、契約後、価格を変更することなく最新機種に置き換える一部変更契約に対応可能であることを条件とする。

3 本業務概要

(1) ハードウェア等調達及び設定

ア 本仕様書で提示する仕様を満たすハードウェア及び備品、消耗品の調達

イ 調達した各種ハードウェア等の搬入、設置、セットアップ並びにテスト確認

(2) ソフトウェア等調達及び設定

ア 本仕様書で提示する仕様を満たすソフトウェア（グループウェア、財務会計システム、ウィルス対策ソフト等含む）の調達

イ 調達したソフトウェアのセットアップ及びテスト確認

(3) インターネット環境構築

ア 各クライアント端末、プリンタの初期設定

イ 各ネットワークの接続及び確認

ウ LAN 再配線

(4) データ移行

ア 共有ファイル

イ 財務会計システムデータ

ウ 電子メールデータ（現行ソフト：サイボウズ）

エ 広域連合ホームページデータ

(5) 説明会開催及び資料作成

(6) ホームページ関連

(7) サポート

ア 財務会計ソフト

イ グループウェア

ウ セキュリティソフト

(8) 廃棄（更新予定の現行機器類）

ア 情報が漏えいしないよう万全の注意を払い、処理すること。

※ なお、今回の更新により導入する機器類についても契約期間終了後、同様の取扱いとする。

(9) 保 守

- ア (1) で調達したハードウェア及び備品、消耗品
- イ (2) で調達したソフトウェア
- ウ (3) で構築したインターネット環境
- エ (4) で移行したデータ

4 スケジュールについて

- (1) 平成 30 年 9 月 27 日 (木) 仕様書、入札説明書及び入札参加申込書提示
- (2) 平成 30 年 10 月 10 日 (水) まで 質問受付締切り
- (3) 平成 30 年 10 月 12 日 (金) 質問回答
- (4) 平成 30 年 10 月 19 日 (金) まで 入札参加申込書等提出締切り
- (5) 平成 30 年 10 月 25 日 (木) 入札参加資格審査結果の通知
- (6) 平成 30 年 10 月 29 日 (月) 入札、開札及び受託者決定日
- (7) 平成 30 年 11 月 1 日 (木) 契約日
- (8) 平成 30 年 11 月 30 日 (金) 発注内容確定日
- (9) 平成 31 年 2 月 28 日 (木) まで 機器搬入・設置、接続作業、動作確認【納期】
- (10) 平成 31 年 3 月 4 日 (月) 以降 本番稼動

※ その他詳細な日程については、広域連合との柔軟な協議に応じられること。

5 機器等の設置場所について

広域連合事務局 神戸市中央区三宮町 1 丁目 9 番 1-1201 号 センタープラザ 12 階

6 本入札に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 本件入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後 3 年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ア 広域連合との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 広域連合が実施した競争入札、公募抽選又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が広域連合と契約を締結すること又は広域連合との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 広域連合が実施した監督又は検査の実施に当たり広域連合の職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由なく広域連合との契約を履行しなかった者
 - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者でその事実があった後 3 年を経過しない者を、広域連合との契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- (3) 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7

号) 第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない者。

法人その他の団体にあつては、その役員(法人以外の団体にあつては、これに相当する者)又はその支店、営業所等を代表する権限を有する者が暴力団員でないこと。

- (4) 入札参加申込書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載していないこと。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者でないこと。
- (6) 兵庫県又は兵庫県内の市町のいずれかの競争入札参加者名簿に登録されていること。
- (7) 兵庫県又は兵庫県内の市町のいずれかから業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 過去10年の間に、国、県又は他の地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績があること。

7 入札までの手続きについて

(1) 入札参加申込書について

ア 入札参加申込書は、平成30年10月19日(金)17時までに電子メール又は郵便にて送付すること。

イ 申込の際は、必要事項を記入した入札参加申込書、会社概要書、適合規格確認書、上記6の(6)が証明できる書類等の写し及び上記6の(8)の業務実績に関する書類を提出すること。

なお、入札参加申込書、会社概要書、適合規格確認書については、広域連合ホームページに掲載している様式を使用すること。

※ 入札参加資格に関して、別途広域連合から照会や関係書類の提出を求める場合があります。

ウ 電子メールの件名には、「入札申込(事務系機器再構築)」と記載すること。

エ 電子メールの送付先は、次のとおり。

- ・ 電子メールアドレス：jimukyoku@kouiki-hyogo.jp

オ 郵送先は、以下のとおり。

- ・ 郵便番号：〒650-0021
- ・ 住所：神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1201号
- ・ 宛先：兵庫県後期高齢者医療広域連合 総務課総務係

(2) 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、平成30年10月25日(木)に通知します。

なお、承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとします。

(3) 広域連合提供資料

ア 本入札説明書及び業務仕様書【ホームページ掲載】

イ 事務系サーバ運用手順書【後日メール送信】

ウ 広域連合情報セキュリティポリシー【ホームページ掲載】

エ その他入札に必要な様式(入札書、委任状、辞退届等)【後日メール送信】

※ 上記提供資料は、今回の入札に係る検討以外の目的で使用してはならないこととする。

(4) 質問について

ア 質問等がある場合は、平成30年10月10日(水)17時まで、メールでのみ受け付ける。

- イ 電子メールの件名には、「**入札質問（事務系機器再構築）**」と記載し、様式については、広域連合ホームページに掲載している質問書を使用すること。
- ウ 質問の回答は、平成30年10月12日（金）に行う。
- エ 電子メールの送信先は、次のとおり。
 - ・ 電子メールアドレス：jimukyoku@kouiki-hyogo.jp

8 入札等について

(1) 入札範囲について

応札者が見積もる範囲は、本入札説明書及び業務仕様書に示すすべての要件と要求仕様を満たすものとし、部分的な見積りは認めない。

また、見積り内容が本入札説明書及び業務仕様書の仕様を満たさないと広域連合が判断する場合には、受託者の責任において仕様を満たす機器等の調達、変更を行うこと。

なお、消費税は、8%として計算すること。

(2) 入札日時及び入札会場について

ア 提出日時 平成30年10月29日（月）15時00分

イ 提出先 広域連合南側会議室

ウ 提出方法 持参（ただし、落札者には、見積明細をデータで提出を求める）

※データの形式はエクセル形式とする。

(3) 入札書の提出方法について

ア 入札書は、広域連合が定める様式に従い、記入押印されていること。

イ 入札書は、ボールペン又はペンなど訂正できない筆記具で記入すること。

ウ 入札書を入札事業者の封筒又は任意の封筒に入れ、かつその封皮に社名を記載すること。

エ 入札した者は、その提出した入札書を変更、又は撤回することができない。

オ 入札価格は、リース料率も含めた契約に定める支払期間全期間（60ヶ月）の総金額を記入すること。

なお、保守、サポート、ホームページ関連の経費についても60ヶ月分を計上すること。

(4) 委任状について

ア 代理人により入札する場合は、委任状を入札書と一緒に提出すること。

イ 入札者、又はその代理人は、開札に立ち会うものとする。

(5) 開札について

入札締め切り後、入札会場で直ちに開札する。

(6) 落札者の決定方法について

ア 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限範囲内の入札価格を提示した入札者であって、最低価格の入札者を契約の相手とする。

イ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者間でクジを引かせ、落札者を決定する。

(7) 無効な入札について

入札条件に違反した者又は入札参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入

札書は、無効とする。

なお、次の各号の一に該当する場合も、無効とする。

- ア 必要事項の記載がない（押印もれを含む）場合
- イ 入札金額を加除訂正した場合
- ウ 価格、又はその他の点に関し、公正な競争を不当に妨害したと認められる場合
- エ 同一人が2つ以上の入札を行った場合
- オ その他入札に関する条件に違反した場合

(8) 入札の辞退について

入札を辞退する場合は、辞退届に押印の上、次の方法により提出すること。

- ア 提出期限 平成30年10月26日（金）15時まで
- イ 提出先 広域連合総務課総務係
- ウ 提出方法 持参

(9) 入札保証金等について

入札保証金は免除する（兵庫県後期高齢者医療広域連合財務規則第62条第1項第2号）。

契約保証金は、契約金額の100分の10以上（当該金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円までは100分の10、1,000万円を超える部分については、100分の7以上の額以上）とする。また、広域連合を被保険者とする履行保証保険契約等によることも可とする（兵庫県後期高齢者医療広域連合財務規則第80条第1項及び第2項第1号）。

(10) 再入札

- ア 開札の結果、予定価格に入っていないときは、直ちに出席している入札参加者に再度の入札をすることがある。
- イ 再入札の執行に当たって、1回目の入札での最低入札金額のみを発表する。このため、再入札書の金額は、この発表を聞いたうえでこれ以下の金額を記入すること。
- ウ 再入札となった場合、1回目に使用した印鑑が必要となるが、持参できないときは、委任状を提出することで、代理人の印を使用して入札することができる。

(11) 不調打切り

落札とならない場合には、入札を打ち切る。この場合、交渉して契約することがある。

9 契約形態について

(1) 3-(1)～(5)及び(8)の費用

平成31年3月1日からの60ヶ月リース契約（長期継続契約）とする。

(2) 3-(6)、(7)、(9)の費用

業務委託契約とする。

(3) 長期継続契約における留意点について

長期継続契約は、各年度の予算の範囲内で支払を行うことを条件として、複数年度にわたる契約を締結する旨の法律上の制約があるため、契約を締結しても、その後にその予算が削減・減額された場合には、契約を解除・変更するなどの可能性があることに留意すること。

10 契約に関する一般的事項等

(1) 一般的事項

本仕様書に明示されていない事項又は疑義が生じた場合は、広域連合と受託者が協議の上、決定するものとし、いずれかの一方的解釈によつてはならない。

(2) 納入条件

- ア 機器等の納入にあたり、広域連合と綿密な打合せを行うこと。
- イ 機器等の納入にあたり、生じた損害は、受託者が責任を持って対応すること。

(3) 支払条件

- ア 広域連合は、機器設定等に関し、完成検査（検収）が完了した後、受託者に契約に基づいた金額を支払うものとする。
- イ 受託者は、完成検査（検収）の承認を得た後、契約金額を広域連合に請求し、広域連合は、請求月の翌月末日までに契約に基づいた金額を受託者に支払うものとする。

(4) 完成検査（検収）

- ア 受託者は、完成検査（検収）を受けようとするときは、完成検査（検収）が行えるだけの検収書を作成し、広域連合の検査を受けること。
- イ 広域連合は、検収書に基づき検査し、本入札説明書及び業務仕様書及び各種要求事項との整合性を確認する。
- ウ 検査の結果、内容が適合しない場合は、広域連合は受託者にその旨を通知し、補正を求めるものとし、受託者は、直ちにこれを応じなければならない。
- エ 上記検収書の承認をもって、検収完了とする。

(5) 業務従事者の管理

- ア 本業務に従事する受託者の従業員（以下「業務従事者」という。）の選定については、受託者が行うものとする。
- イ 受託者は、労働法規その他関係法令に基づき業務従事者に対する雇用主としての一切の義務を負うものとし、業務従事者に対する本業務遂行に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行うものとする。
- ウ 受託者は、本業務に必要な資格、経験を有するものとする。
- エ 受託者は、本業務遂行上、業務従事者が広域連合の事務所等に立ち入る場合、広域連合の防犯、秩序維持等に関する諸規則を当該業務従事者に遵守させること。
- オ 受託者は、構築スケジュールを確実に遵守でき、構築するシステムの品質が守れるよう十分な体制を整え、各担当者の役割を明確にすること。

(6) 貸与品等の取扱い

- ア 本業務を遂行するために必要となる資料等、広域連合が所有するものについては、必要に応じて受託者に貸与する。
- イ 受託者は、その貸与品について善良な管理者としての注意義務をもって適正に保管、管理するとともに、データの保護については万全の対策を講じるものとする。
万が一、紛失、破損した場合には、再作成（復元）し、それに伴う費用は受託者の負担によるものとする。
- ウ 受託者は、広域連合の承諾なしに、物品等を使用又は移動してはならない。

(7) 秘密の保持

受託者は、広域連合から提供した資料情報や作業の中で知り得た情報、その他契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし、又は本業務の範囲を超えて利用してはならない。

契約の終了又は解除後も、同様とする。

(8) セキュリティ対策

ア 受託者は、広域連合の情報セキュリティポリシーに基づくセキュリティ規制を遵守しなければならない。

イ 受託者は、業務に係る個人情報（個人に関する情報であつて特定の個人が識別され得るものをいう。）の保護については、常に最善の注意を払わなければならない。

ウ 受託者は、個人情報の改竄、破損、滅失及び漏洩、その他の事故から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

エ 受託者は、データ、文書等が格納されたサーバ及びクライアントを適切に管理し、業務従事者以外の第三者が不当にアクセスすることを防止しなければならない。

(9) 業務に支障のある場合の措置

受託者は、業務の遂行に支障が生じると広域連合が認めた場合は、広域連合の指示に従い、業務完遂のため万全の措置を講じなければならない。

(10) 不測事態発生時等の措置

広域連合又は受託者のいずれかに不測の事態が生じた場合、又は作業進行が遅滞する可能性が生じた場合は、直ちに相手方に報告し、両者協力して対処するものとする。

(11) 権利の帰属等

ア 広域連合は、本業務の成果物を自由に使用する権利を有する。

ただし、広域連合又は受託者が、両者共同で開発した新たなノウハウを、他に流用又は第三者に提供しようとするときは、事前に相手方の承認を得るものとする。

イ 本業務の成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、当該著作物の使用に関する費用負担を含む一切の手続きは、受託者が行うものとする。

(12) 瑕疵に対する保証

本業務に関する瑕疵に関する保証期間は、検収完了の日から1年間とする。

受託者は、その期間中に本業務の目的達成に疑義が生じた場合、直ちに検証し、その結果、設定等作業に起因する瑕疵が判明した場合には、受託者の責任において、無償にて補修、追完しなければならない。

(13) 再委託の禁止

ア 受託者は、この仕様書に定める業務の全部又は一部を第三者に委託し、請け負わせてはならない。

イ 上記アにかかわらず、受託者は、「第三者委託行為依頼書」（任意様式）を広域連合に提出し、広域連合の承諾を得た場合に限り、業務委託に係る同一の義務を第三者に承継させるものとするが、万一事故等が生じた場合は、受託者の責任において処理するものとする。

(14) 権利義務の譲渡の禁止

広域連合及び受託者は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、契約の地位を第三者に継承させ、あるいは契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ、又は担保に供してはならない。

(15) 解除

ア 広域連合は、受託者が次のいずれかに該当する事由を生じさせた場合には、何らの催告なしに直ちに契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (ア) 受託者の責めに帰すべき事由により、契約の履行期限内に契約を履行しない場合、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められる場合
 - (イ) 重大な過失又は背信行為があった場合
 - (ウ) 仮差押、差押、競売、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始の申立があった場合
 - (エ) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (オ) 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (カ) その他前各号に準ずるような契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
- イ 広域連合は、相当期間を定めてなした催告後も、受託者の債務不履行が是正されない場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(16) 損害賠償

次の場合には、広域連合は受託者に対し賠償を請求し、あるいは契約を解除すること、及びその両方ができるものとする。

- ア 広域連合が所有する個人情報の保護に反し、流用又は秘密漏えいがあったとき。
- イ 不測の事態が発生した場合の報告義務を怠って作業進行に重大な支障をきたしたとき。
- ウ その他、受託者の責に帰すべき事由により広域連合に損害が生じたとき。

(17) 違約金

- ア 受託者の責めに帰すべき事由により履行期限内に契約を履行しないときは、受託者は、違約金を広域連合に支払わなければならない。
- イ 上記の違約金の額は、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額につき年 10.75%の割合で計算した額とする。
- ウ 受託者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、受託者は、契約金額の 10分の 1 に相当する額を違約金として広域連合に支払わなければならない。

(18) 合意管轄

本業務に関し、訴訟の必要が生じた場合には、神戸地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。